

報道機関の皆さまへ

令和6年 3月 1日

取材依頼



ジェネリック医薬品使用割合が84.7% に達する。(2023年10月診療分)

※協会けんぽ福島支部として過去最高値となる。



協会けんぽ福島支部
公式キャラクター **ケンタンくん**

協会けんぽは、主に中小企業で働く従業員やその家族の皆様が加入する公的健康保険の保険者です。福島支部では、約63万人、福島県の人口の約1/3が加入者となっています。

令和5年11月時点

適用事業所数： 37,680社

加入者数： 625,053人

全国健康保険協会福島支部
〒960-8546
福島市栄町6-6 ユニックスビル8階
企画総務グループ 土門
TEL024-523-3916

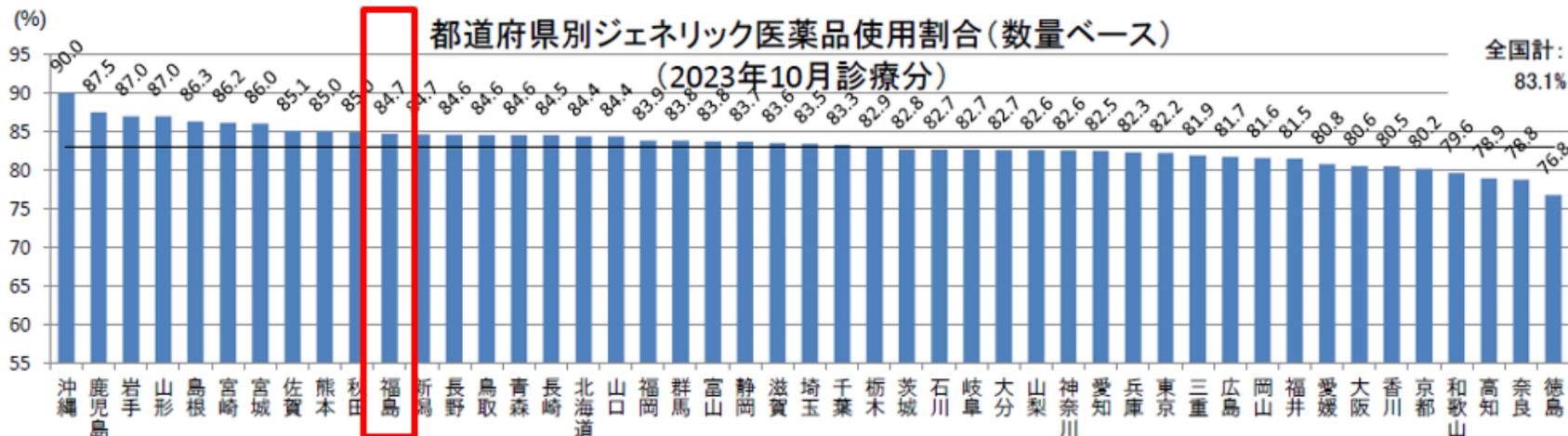
※17:15以降は、留守番電話に切り替わります。
ご連絡をいただく際には17:15前にお電話願います。

ジェネリック医薬品の使用促進の取り組み状況

令和5年度目標と過年度実績	令和5年度実績 (令和5年10月診療分)	令和4年度実績
ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）	84.7%	83.7%

令和5年度の取り組み状況

- ・商工会議所折込チラシによる広報を実施。（7月）
- ・ジェネリック医薬品軽減額通知の送付。（8月、2月）
- ・新聞記事下広告（8月）、WEBによる広報を実施。（9月）
- ・福島県及び東北厚生局福島事務所と連携し、県内の保険医療機関並びに保険薬局に対し、医療機関ごとのジェネリック使用割合等を掲載したリーフレットを配付。（2月）
- ・ジェネリック切り替えにより医療費軽減見込みのある加入者へ個別に文書及びマイナンバーカードケースを送付。（3月）



注1. 協会けんぽ(一般分)の内科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)

なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。

注2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。

注3. 都道府県は、加入者が適用されている事業所所在地別に集計したものである。

注4. $\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$ で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

・福島支部では、若年層含め全世代で国の目標である80%を超えており、二次医療圏別（※1）でもすべての区域で目標を超えておりますが、医療費の適正化及びインセンティブ制度（※2）実績向上のため、引き続き更なる利用促進にご協力をお願いいたします。

（※1）二次医療圏～健康増進・疾病予防から入院治療まで一般的な保健医療を提供する区域で、一般に複数の市町村で構成されている。
（県北、県中、県南、相双、いわき、会津・南会津）

（※2）協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取組に応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、それを「健康保険料率」に反映させるもの